

税理士懇話会

照会事例検討票

税研情報センター

TEL:03-3294-4856
FAX:03-5282-8678

定期同額給与について

法人設立に当たっては、取締役の職務執行は就任を承諾した設立当初から開始されるものと解されますので、当該職務執行の対価である役員給与の支給については、設立総会において当該事業年度における事業計画をも踏まえて決定されるべきものと考えます。

一方で、設立はなされたものの、例えば許認可等が下りるまでは営業活動ができない状況にある等社会通念上やむを得ず休業状態にせざるを得ない状況下も考えられますが、こうした状況にあつては、営業活動ができ得る状態になった時点で臨時株主総会等により定期給与の支給額について決議を行うことは、定期給与の額の改訂ではなく、新たな定期給与の額の制定であるとして解する考え方もあり、こうした考え方に従えば、支給決議後における当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものについては、定期同額給与に該当するものと解して差し支えないものと考えます。

(参考)御参考として、奥田匀税理士・事例検討会テキストの事例5を添付します。

御照会の件につきましても、設立から役員が来日できるまでの間は事実上、営業を行うことができない事情にあり、また、役員としての業務執行もなされていないという状況として整理できるのであれば、臨時株主総会等において支給決議等を行い、定期同額給与と解することの余地はあるのではないかと考えますが、法人設立に当たり、事業計画においてその辺りの事情をどのように考慮されていたのか等についても整理する必要があるものと思料され、厳格に捉えるべきと考えます。

税理士懇話会 会員専用サイト

ZEIKON CLUB 税懇クラブ <https://zeikon-club.com>

会員様向けに毎月1回、メールマガジンを配信しております。

最新事例の紹介や事例検討会の日程案内、事務局からのお知らせ等をお送り致します。

配信をご希望の方は、必要事項(会員番号、名前、メールアドレス等)を明記のうえ

zeikon@zeikon.co.jp までご連絡ください。